

ゆりはま省エネ家電買い換えキャンペーン Q&A (Ver.1)

1. 対象製品に関すること

Q1：補助対象となる省エネ家電はどのような製品ですか？

A1：省エネ基準達成率が 100%以上の冷蔵庫（目標年度が 2021 年度のもの）、エアコン（目標年度が 2027 年度のもの）が補助の対象となります。なお、LED 照明についての基準はありません。

Q2：白熱電球から電球型 LED ランプに交換しても対象になりますか？

A2：電球のみの交換は対象になりません。照明器具（吊り下げ・シーリングライト・ペンダントライト）の交換が対象になります。

Q3：スタンドライトを LED 製品に交換しても対象になりますか？

A3：持ち運びができるものは対象なりません。屋内に固定して取り付ける照明器具に限ります。

Q4：電気冷凍庫も対象になりますか？

A4：対象になります。

Q5：無店舗販売やインターネット通信販売で購入しても対象になりますか？

A5：対象なりません。町内外の販売店又は事業所で購入したものが対象になります。

Q6：リサイクルショップで未使用品の LED 照明器具を購入しましたが対象になりますか？

A6：未使用品のものでも、リユース品は対象なりません。

2. 補助金申請に関すること

Q1：世帯主でなくても申請できますか？

A1：申請者が、湯梨浜町内に住所を有する（住民登録をしている）満 18 歳以上の方なら、どなたでも申請可能ですが、申請は 1 世帯あたり 1 回までです。

Q2：法人（事業用の製品を買い換えする場合）でも申請できますか？

A2：事業目的での購入は対象外のため申請できません。

Q3：店舗兼住宅の家電の買い換えは対象になりますか？

A3：居宅の用に供している部分の家電であれば対象になります。

Q4：湯梨浜町内に家を新築し、新しく家電製品を購入しましたが申請できますか？

A4：申請できません。既存製品から省エネ家電製品への買い換えを促進するための制度ですので新たに設置するものは補助対象外になります。

Q5：キャンペーン開始後に湯梨浜町内に引っ越ししてきましたが、使用している古い家電を買い換えた場合はキャンペーンの対象になりますか？

A5：申請時に湯梨浜町民であれば申請することはできます。ただし、税等の滞納がないか確認することができないため、前の住所地で税等の滞納のないことの証明書を発行していただき、申請書に添付する必要があります。また、令和8年1月2日以降に湯梨浜町に転入された方も同様に、前の住所地で税等の滞納がないことの証明書の添付が必要となります。

Q6：領収書もレシートもありません。どうすれば申請できますか。

A6：領収書は、家電を買い換えた証として申請書に添付していただく必要があります。紛失した場合は申請できませんので、家電製品を購入した販売店等において、再発行してもらってください。

Q7：家電リサイクル券を紛失しました、どうしたらいいですか。

A7：提出する書類に添付する必要があります。家電をリサイクルに出した店舗又は事業所にご相談ください。なお、家電リサイクル券は、再発行されない場合がありますので、ご注意ください。

Q8：二世帯住宅の場合は、世帯別に申請できるのでしょうか？

A8：同じ建物にお住まいでも、住民登録において世帯が別であれば、別々に申請することができます。

Q9：複数の対象製品を買い換えた場合の補助額はいくらになりますか。

A9：対象製品を複数購入された場合は、1台ごとに計算し、合算した額が補助金の額となります。補助金の額は、様式第2号「対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書」で算出してください。なお、合計額が5万円を超えた場合、補助金の額は5万円で打ち切りとなりますのでご注意ください。

Q10：セットで販売されているLED照明器具を購入した場合、2台分として申請しますか。

A10：2台分で申請してください。なお、本体購入価格を台数で按分した額を補助対象経費として計算してください。

Q11：エアコンを設置・撤去費込みの価格で購入したため、本体価格及び工事費と既設機器処分費の内訳が分かりません。どのように申請すればよいですか。

A11：今回の補助金の補助対象経費は「購入価格（工事に伴う費用その他の経費を含む）からリサイクル料、消費税及び地方消費税相当額を除いた額」です。リサイクル料等が含まれている場合は、購入店舗で金額の内訳の分かる書類を作成してもらい、対象外経費を除いた額で申請してください。なお、対象とならない経費は次のようなものです。

【補助対象外経費の例】

- 既存機器の処分費（家電リサイクル料金）
- 延長保証料
- 消費税及び地方消費税相当額
- 提出書類の作成及び提出に係る費用

Q12：販売店独自のポイントや商品券を利用して支払った場合の申請額はどうなりますか。

A12：補助対象経費は、「購入に要する経費のうち、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものの利用は対象外とし、購入価格に含めない。」としていますので、ポイントや商品券で支払った部分は対象になりません。領収書にポイント等の利用額の記載があればそれを除いた額が対象となります。支払い時に商品券等を併用した場合、領収書に商品券等の利用金額を記載してもらうか、利用額を除いた領収書を発行してもらってください。

Q13：値引（割引）を受けた場合の補助金申請額はどうなりますか。

A13：補助対象経費は、購入価格（税抜）としていますので、値引（割引）を受けた場合は、値引（割引）後の額を基に申請額を計算していただく必要があります。ただし、対象外経費が含まれている場合で、その値引（割引）がどの費用に対するものなのかが分からぬ場合は、考慮しない場合もありますので、役場産業振興課までお問い合わせください。

Q14：住民登録のある自宅住居以外の別宅（別荘や作業小屋など）の古い家電の買い換えは補助対象となりますか。

A14：対象なりません。自ら居住する町内の自宅に設置する場合のみが対象です。

Q15：買い換え前の家電製品（冷蔵庫、エアコン）がまだ使えるので、必要とする者に譲渡した場合は補助の対象になりますか

A15：対象なりません。この補助金事業は、買い換えを原則としていますので、古い家電は廃棄処分をしていただく必要があります。なお、申請には、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写しが必要ですので、買い換えの際に、販売店から「リサイクル券」を受け取ってください。

Q16：使用していた冷蔵庫をリサイクルショップに買い取ってもらい、新しい冷蔵庫に買い替えましたが対象となりますか。

A16：A15と同様、対象なりません。

Q17：キャッシュレス決済の場合は、どのような書類が必要となりますか。

A17：クレジットカード等による支払いの場合、支払い済みを証明する領収書などの書類が必要となります。（リボルビング払い、分割払い期間中やボーナス一括払い等で支払いが終了していない場合は対象外となります。）

Q18：令和9年1月30日にエアコンを買い換えたが、その設置が2月にずれ込みました。この場合でも申請できますか。

A18：申請できません。令和9年1月31日までに、設置が完了していることが要件となっています。なお、補助金交付申請・請求の受付期間中であっても、申請額の累計額が予算の額に達した時点で受付を終了しますので、ご注意ください。

Q19：エアコンを処分して家電リサイクル券を発行してもらい、エアコンを買い換えずに、新たに電気冷蔵庫を購入した場合でも対象となりますか？

Q19：対象になりません。同じ家電製品を買い換えしてください。

Q20：買い換え予定の家電製品が、「省エネルギー基準達成率 100%以上」となっているか分かりません。

A20：販売店で確認するか、または省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) で確認することができます。

Q21：予算がなくなった場合、どうなりますか？

A21：申請額の合計が予算額（1,000 万円）に達した場合は、申請期間中でも受付を終了します。また、受付終了日に予算額を上回って複数の申請を受け付けた場合は、抽選により交付決定します。

Q22：提出書類に原本を提出しても良いですか？

A22：原本の提出でも可能ですが、提出していただいた書類は返却できません。

Q23：申請（郵送・持参）後に提出書類に不備があった場合はどうなりますか？

A23：提出書類に不備があった場合は、再提出していただく必要があります。町から連絡いたしますので、指定する期日までに再提出をお願いします。なお、指定する期日までに再提出がない場合は、受付を取り消す場合があります。

Q24：買い換え後の設置に当たり、買い換え前と違う場所に設置しましたが問題ないですか？

A24：住民登録のある自宅住居内であれば設置場所については問いません。

Q25：LED 照明器具を購入しましたが、メーカー保証書がついていませんでした。この場合申請できますか？

A25：原則メーカー保証書の写しが必要となりますので、購入店舗にお問い合わせください。なお、LED 照明器具に関しては、メーカーによって保証書自体を発行していない場合がありますので、その場合は、購入した商品の型番・品番が確認できるものの写し（取扱説明書等）を代わりに添付してください。

3. 申請書類提出の期間・方法について

Q1：補助金申請書類の提出期間について教えてください。

A1：補助金申請書類の提出期間は令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 9 年 2 月 1 日（月）までです。郵送の場合は、令和 9 年 2 月 1 日（月）必着となります。ただし、予算額に到達し次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。また、令和 8 年 2 月 1 日以前に届いた郵送分は受付できませんので、申請日厳守でお願いします。

Q2：書類へ記入する際に、間違えてしまったのですが。

A2：交付申請書（第 1 号様式）を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正内容を記入してください。ただし、裏面の請求書の部分は訂正ができませんので、間違えた場合は新たに作成していただく必要があります。

Q3：書類の様式はどこにありますか？

A3：湯梨浜町役場産業振興課で配布しています。湯梨浜町ホームページにも様式等を掲載していますのでご利用ください。

Q4：書類の提出はどのようになりますか？

A4：郵送又は持参での提出となります。〒682-0723 湯梨浜町久留 19-1 湯梨浜町役場産業振興課まで提出してください。

Q5：申請してから補助金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか？

A5：申請後に審査を行い、該当となった場合には申請者宛に交付決定通知書をお送りします。決定通知書に交付予定日を記載していますので、その日付で振込をご確認ください。

Q6：振込先として使える金融機関を教えてください。

A6：特に制限はありませんが、ネット銀行は手続きに時間がかかる場合があります。令和9年3月中に振り込む必要がありますので、ネット銀行を振込先で申請される方については早めの申し込みをお願いします。

Q7：補助金振込先の口座は申請者名義以外の口座でも可能でしょうか？

A7：補助金の振込先は申請者名義の口座に限ります。

【お問い合わせ先】

「湯梨浜町役場産業振興課 観光商工室」（湯梨浜町役場本庁舎 別館2階）

電話：0858-35-5382 FAX：0858-35-5376

E-Mail：ysangyo@yurihama.jp